

長万部町にミサイル落下の可能性がある場合の対応について

昨今、北朝鮮は異例の頻度で弾道ミサイルを発射しております。防災ラジオ、携帯電話、テレビ等で長万部町へミサイル発射の緊急情報が発信された場合、以下の行動をとることを心がけましょう。

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

近くの建物の中か、地下に避難。

(注)できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

建物
がない場合

物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。

ご不明な点がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 総務課防災交通係 ☎ 2-2451

有料道路における障がい者通行料金割引制度のご案内

障がい者通行料金割引制度を利用するためには、役場窓口にて事前に申請（新規・更新・変更）が必要です。
※令和5年3月27日から自動車を持っていなくても申請ができ、オンライン申請も可能となりました。

■対象障がい者の範囲

①障がい者本人が運転される場合

身体障がい者手帳の交付を受けている方であれば、どなたでも対象になります。

②障がい者本人以外の方が運転され、障がい者本人が同乗される場合

身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受けている方のうち、重度障がい（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種記載）をお持ちの方が対象となります。

■割引料金額

●通常料金の半額

■申請に必要なもの

①自動車登録をしない場合

- (1)身体障がい者手帳または療育手帳
- (2)運転免許証（障がい者ご本人が運転する場合）

②自動車登録をする場合

- (1)身体障がい者手帳または療育手帳
- (2)運転免許証（障がい者ご本人が運転する場合）
- (3)手帳に自動車登録等の記載を受けようとする自動車の「自動車検査証」
- (4)ETCを利用される場合は「ETCカード」と車載器番号の分かるもの（セットアップ証明書等）」

お問い合わせ先 保健福祉課 福祉係 ☎ 2-2454